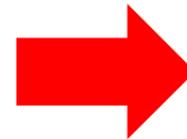


特定用途制限地域における建築制限はどうか？ (旧市街化調整区域)



○：建てられる用途 ×：建てられない用途

建築例		田園居住地区	環境共生地区	特定沿道地区
		第一種中高層住居専用地域並	第一種住居地域並	近隣商業地域並
住宅、アパート等		○	○	○
店舗・事務所	スーパー等	○ 〔2階以下、500㎡以下〕	○ 〔3,000㎡以下〕	○ 〔10,000㎡以下〕
	事務所等	○ 〔2階以下、500㎡以下〕	○ 〔3,000㎡以下〕	○
遊戯施設		×	×	○ 〔キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等は建築できない〕
ホテル、旅館		×	○	○
公共施設、病院		○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等		○	○	○
自家用倉庫		○ 〔2階以下、1,500㎡以下〕	○ 〔3,000㎡以下〕	○
工場	家内工業施設 危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場、施設	×	○ 〔原動機・作業内容の制限あり 〔作業場：50㎡以下〕〕	○ 〔原動機・作業内容の制限あり 〔作業場：150㎡以下〕〕
	サービス工業施設 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場、施設	×	×	○ 〔原動機・作業内容の制限あり 〔作業場：150㎡以下〕〕
	軽工業施設 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、施設	×	×	×
	重工業施設 危険性が大きい又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場、施設	×	×	×



新

田園居住地区	環境共生地区	特定沿道地区
第一種住居地域並	近隣商業地域並	準工業地域並
○	○	○
○ 〔3,000㎡以下〕	○ 〔10,000㎡以下〕	○ 〔10,000㎡以下〕
○ 〔3,000㎡以下〕	○	○
×	○ 〔キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等は建設できない〕	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○ 〔3,000㎡以下〕	○	○
○ 〔原動機・作業内容の制限あり 〔作業場：50㎡以下〕〕	○	○
×	○	○
×	×	○
×	×	×

注) 本表は、建築制限に関する市条例の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
詳細については、「笠岡市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例」を参照して下さい。

笠岡市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例

笠岡市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成 20 年笠岡市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「その敷地の過半の属する地区」を「その敷地が道路に接している地区」に改める。

第 13 条第 1 号中「別表の 3 の部第 2 項第 21 号，第 45 号又は第 46 号」を「別表の 2 の部第 2 項第 15 号又は第 16 号若しくは別表の 3 の部第 1 項第 21 号」に改め，同条第 2 号中「特定沿道地区」を「環境共生地区及び特定沿道地区」に改め，同号イを削り，同号中ウをイとする。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

1	田園居住 地区内に 建築して はならな い建築物 (インタ ーチェン ジの乗り 入れ口か ら半径 1 k m の円 で囲まれ る区域を 除く。)	1 2 の部第 2 項及び 2 の部第 3 項（2 の部第 3 項第 16 号，3 の部第 2 項第 1 号，作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えない自動車修理工場及び農機具修理工場を除く。），2 の部第 5 項に掲げるもの 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの 3 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって住居の環境を害するおそれがないものとして政令第 130 条の 8 の 3 で定めるものを除く。）を営む工場 (1) 容量 10 リットル以上 30 リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 (2) 印刷用インキの製造 (3) 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付 (4) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 (5) 原動機を使用する 2 台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）
---	---	---

- | | |
|--|---|
| | <p>(6) コルク，エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>(7) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断</p> <p>(8) 印刷用平版の研磨</p> <p>(9) 糖衣機を使用する製品の製造</p> <p>(10) 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>(11) ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(12) 木材の引割若しくはかんな削り，裁縫，機織，撚糸，組ひも，編物，製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(13) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(14) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉</p> <p>(15) 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>(16) 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>(17) めっき</p> <p>(18) 原動機の出力の合計が1.5キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業</p> <p>(19) 原動機を使用する印刷</p> <p>(20) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>(21) タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>(22) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>(23) 前各号に掲げるもののほか，安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより，住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> |
|--|---|

	<p>4 3の部第1項第1号から第3号まで、第11号又は第12号に掲げる物品の貯蔵又は処理に供する建築物で政令第130条の9第1項の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>8 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）</p> <p>9 倉庫業を営む倉庫</p> <p>10 次に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（政令第130条の7の2で定めるものを除く。）</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を</p>
--	--

		<p>使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅，寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 学校，図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社，寺院，教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。）</p> <p>(8) 診療所又は病院</p> <p>(9) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(10) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(11) 公益上必要な建築物で政令第130条の5の4で定めるもの</p> <p>(12) 畜舎</p> <p>(13) 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(14) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5で定めるもの（畜舎を除く。）を除く。）</p>
2	<p>環境共生 地区内に 建築して はならな い建築物 （インタ ーチェン ジの乗り 入れ口か ら半径1 kmの円 で囲まれ る区域を</p>	<p>1 作業場の床面積の合計が300平方メートルを超える自動車修理工場及び農機具修理工場</p> <p>2 3の部第1項第1号から第30号まで，3の部第3項及び第4項に掲げるもの</p> <p>3 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令第130条の9の4で定めるものを除く。）を営む工場</p> <p>(1) 玩具煙火の製造</p> <p>(2) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）</p> <p>(3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング，ドライダイニング又は塗</p>

除く。)

- 料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）
- (4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (5) 絵具又は水性塗料の製造
 - (6) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
 - (7) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (8) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (9) せっけんの製造
 - (10) 魚粉，フェザーミール，肉骨粉，肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
 - (11) 羽又は毛の洗浄，染色又は漂白
 - (12) ぼろ，くず綿，くず紙，くず糸，くず毛その他これらに類するものの消毒，選別，洗浄又は漂白
 - (13) 製綿，古綿の再製，起毛，せん毛，反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
 - (14) 骨，角，きば，ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
 - (15) 鉱物，岩石，土砂，コンクリート，アスファルト・コンクリート，硫黄，金属，ガラス，れんが，陶磁器，骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
 - (16) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
 - (17) 墨，懐炉灰又はれん炭の製造
 - (18) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の熔融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
 - (19) 瓦，れんが，土器，陶磁器，人造砥石，るつぼ又はほうろう鉄器の製造
 - (20) ガラスの製造又は砂吹
 - (21) 金属の溶射又は砂吹
 - (22) 鉄板の波付加工
 - (23) ドラムかんの洗浄又は再生
 - (24) 前各号に掲げるもののほか，安全上若しくは防火上の危険の度又は

		<p>衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより，商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令第130条の9の3で定める事業</p> <p>4 3の部第1項第1号から第3号まで，第11号又は第12号に掲げる物品の貯蔵又は処理に供する建築物で政令第130条の9第1項の表中商業地域の欄に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>5 キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの</p>
3	<p>特定沿道地区内に建築してはならない建築物（インターチェンジの乗り入れ口から半径1kmの円で囲まれる区域を含む。）</p>	<p>1 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令第130条の9の4で定めるものを除く。）を営む工場</p> <p>(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造</p> <p>(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）</p> <p>(3) マッチの製造</p> <p>(4) ニトロセルロース製品の製造</p> <p>(5) ビスコース製品，アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</p> <p>(6) 合成染料若しくはその中間物，顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）</p> <p>(7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</p> <p>(8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</p> <p>(9) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）</p> <p>(10) 石炭ガス類又はコークスの製造</p> <p>(11) 可熱性ガスの製造，貯蔵又は処理（政令第130条の9の5で定めるものを除く。）</p> <p>(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）</p> <p>(13) 塩素，臭素，ヨード，硫黄，塩化硫黄，弗化水素酸，塩酸，硝酸，硫酸，燐酸，苛性カリ，苛性ソーダ，アンモニア水，炭酸カリ，せんたくソーダ，ソーダ灰，さらし粉，次硝酸蒼鉛，亜硫酸塩類，チオ硫酸塩</p>

類，砒素化合物，鉛化合物，バリウム化合物，銅化合物，水銀化合物，シアン化合物，クロールズルホン酸，クロロホルム，四塩化炭素，ホルマリン，ズルホナール，グリセリン，イヒチオールズルホン酸アンモン，酢酸，石炭酸，安息香酸，タンニン酸，アセトアニリド，アスピリン又はグアヤコールの製造

(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(15) 油脂の採取，硬化又は加熱加工（化粧品を製造を除く。）

(16) ファクチス，合成樹脂，合成ゴム又は合成繊維の製造

(17) 肥料の製造

(18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造

(19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(20) アスファルトの精製

(21) アスファルト，コールタール，木タール，石油蒸溜産物又はその残
りかすを原料とする製造

(22) セメント，石膏，消石灰，生石灰又はカーバイドの製造

(23) 金属の溶融又は精錬（容量の合計が50リットルをこえないつぼ
若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の
粉砕

(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グライン
ダーを用いるものを除く。），びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの

(26) 鉄釘類又は鋼球の製造

(27) 伸線，伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワ
ットをこえる原動機を使用するもの

(28) 鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

(29) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

(30) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕

(31) (1)から(30)までに掲げるもののほか，安全上若しくは防火上の危険
の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより，環境
の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障がある
ものとして政令で定める事業

2 前項第1号から第3号まで，第11号又は第12号に掲げる危険物の

貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9第1項の表中準工業地域の欄に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの

3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条9の2で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。